

2019年度 税制改正大綱の概要

昨年12月に閣議決定された2019年度税制改正大綱について、その概要をご案内します。

この税制改正大綱の方針としては、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行います。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行います。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の創設等を行います。このほか、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行います。主なものについては下記のようなものになります。

◆ 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率 10 %が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長(現行10年⇒13年)
- ・11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。
- ・適用期間は2019年10月1日から2020年12月31日までとします。

(2) 森林環境税(仮称)及び譲与の創設 森林環境税(仮称)及び譲与の創設

- ・森林整備等に必要となる地方財源を安定的確保する観点から、森林環境税(仮称)(2024年度から年額1,000円)及び森林環境譲与税(仮称)(2019年から)を創設します。

(3) ふるさと納税の見直し

- ・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行います。

(4) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- ・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます。

◆ 資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設等

- ・新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設します(現行の事業用小規模宅地特例との選択適用)。

- ・事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予します。
- ・法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保します。

- ・現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外します。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

- ・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や用途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長します。
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長します。

CONTENTS

2019年度	
税制改正大綱の概要	P.1
永年勤続表彰旅行制度を 導入する場合の 所得税法上の留意点	P.2
2018年の	
産業別賃金引上げ状況	P.3
土地の「地目」とは?	P.4
所得・消費・贈与税 確定申告はお早目に!	P.5
2・3月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6
ASAKからのお知らせ	P.6



◆ 法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

- ・オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%(現行:5%)に引き上げます。
(※)一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とします。
- ・総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%(現行:25%)に引き上げます。
- ・高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合します。

(2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等を行います。
- ・地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%(現行:40%)税額控除率を5%(現行:4%)に引き上げる等の見直しを行います。
- ・中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画(仮称)に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度を創設します。

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築など

◆ 消費課税

(1) 車体課税の見直し

- ・2019年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げます。
- ・自家用乗用車(登録車)に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直します。
- ・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車(登録車及び軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定します。なお、消費税率引上げに配慮し、2021年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車(登録車及び軽自動車)から適用します。
- ・エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等を見直します。政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化します など

今後、あらためてご留意いただきたいポイントについては、項目ごとにご案内していきます。

永年勤続表彰旅行制度を導入する場合の所得税法上の留意点

(1) 招待旅行の場合

所得税法上の原則では、会社が従業員の永年勤続表彰を行い、その記念として旅行に招待することは、その従業員が旅行費用相当額の「経済的利益」(給与等)を受けたものとして課税されることとなります。

ただし、その経済的利益が次に要件のいずれにも該当する場合には、課税しなくてよいこととされています。



- ① その経済的利益の額が、その従業員の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。
- ② その表彰が、おおむね勤続10年以上の従業員を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける従業員については、前の表彰からおおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

このため、今回導入する永年勤続表彰制度において貴社が招待旅行を実施される場合には、上記の点についてご留意いただく必要があります。なお、「社会通念上相当と認められる金額」については、実務上は、勤続年数にもよりますが10万円程度まではその範囲に含まれるものと考えられています。

(2) 旅行券を支給する場合

永年勤続表彰において金銭を従業員に支給する場合には、その支給した金銭は従業員に対する給与等として所得税が課税されます。

また、旅行券などの金券を従業員に支給した場合についても、旅行券には換金性があることなどから、金銭の支給と同様に、原則的には所得税が課税されることとされています。

ただし、次の要件を満たしている旅行券の支給については、所得税は非課税とされています。

- ① 旅行券の支給後1年以内に、従業員がその旅行券を使用して実際に旅行すること。
- ② その旅行の範囲が、支給した旅行券の額からみて相当なもの(海外旅行を含みます)であること。
- ③ 旅行券を支給された従業員が、その表彰旅行について所定の必要事項(氏名・旅行日・旅行先・旅行費用など)を記載した報告書を作成し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して会社に提出すること。
- ④ 旅行券の支給を受けた従業員が、旅行券の支給から1年以内に旅行券を使い切れなかった場合(一部だけ使い切れなかった場合を含みます)には、使い切れなかった旅行券を会社に返還すること。

なお、旅行券を支給する対象者等については、上記(1)の点にも留意する必要があります。

永年勤続表彰制度を導入される場合には、表彰規程を整備するだけでなく、上記の税務上の取扱いにも留意する必要がありますので、事前に当方までご相談ください。

2018年の産業別賃金引上げ状況

人手不足が慢性化する中、人材の確保や定着のために賃上げを行う企業も多くなっています。ここでは、2018年11月に発表された調査結果から、産業別に2018年の賃金引上げ状況を振り返ってみましょう。

◆ 賃金引き上げ実施割合は89.7%に

上記調査結果によると、2018年に1ヶ月当たりの1人平均賃金額(以下、平均賃金)を引き上げた・引上げる企業(以下、引上げ企業)の割合は89.7%で、2017年よりも1.9ポイント増加しました。

産業別にみると、不動産業、物品賃貸業と情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業で引き上げ企業の割合が95%以上になりました。なお、最も低い鉱業、採石業、砂利採取業でも81.5%となっており、すべての産業で引上げ企業の割合が80%を超えました。

◆ 改定額は5,600円程度に

次に平均賃金の改定額をみると、全体では5,675円で2017年よりも48円増加しました。

産業別では、学術研究、専門・技術サービス業と不動産業、物品賃貸業が8,000円を超えています。最も改定額が少ないサービス業(他に分類されないもの)は、3,889円となりました。なお各産業の平均賃金の改定率をみると、1.5~2.5%程度となっています。

2018年は、全体として平均賃金引き上げ企業の割合と平均賃金改定額が2017年を上回りましたが、2019年は景気動向の見通しが大変厳しくなっています。そんな中で、将来の人材確保との兼ね合いで賃金相場がどのように推移していくのか、今まで以上に注視していく必要があります。

【表1】産業別平均賃金引き上げ企業の割合(%,ポイント)

	2017年	2018年	増減
全体	87.8	89.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	82.4	81.5	-0.9
建設業	97.1	94.0	-3.1
製造業	95.7	93.5	-2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	90.8	93.0	2.2
情報通信業	91.5	96.1	4.6
運輸業、郵便業	75.5	84.6	9.1
卸売業、小売業	89.8	85.0	-4.8
金融業、保険業	95.2	93.3	-1.9
不動産業、物品賃貸業	88.8	98.1	9.3
学術研究、専門・技術サービス業	86.4	95.1	8.7
宿泊業、飲食サービス業	77.2	87.4	10.2
生活関連サービス業、娯楽業	83.3	93.1	9.8
教育、学習支援業	84.3	86.3	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	68.3	85.2	16.9

厚生労働省「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

【表2】産業別平均賃金改定額(円)

	2017年	2018年	増減
全体	5,627	5,675	48
鉱業、採石業、砂利採取業	5,421	6,554	1,133
建設業	8,411	7,361	-1,050
製造業	6,073	6,326	253
電気・ガス・熱供給・水道業	5,216	4,366	-850
情報通信業	6,269	6,056	-213
運輸業、郵便業	4,611	4,434	-177
卸売業、小売業	5,321	4,951	-370
金融業、保険業	5,802	6,233	431
不動産業、物品賃貸業	6,341	8,218	1,877
学術研究、専門・技術サービス業	5,845	8,746	2,901
宿泊業、飲食サービス業	3,040	4,643	1,603
生活関連サービス業、娯楽業	4,929	4,929	0
教育、学習支援業	5,323	5,786	463
サービス業(他に分類されないもの)	3,923	3,889	-34

厚生労働省「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

土地の「地目」とは？

◆ 土地がどんなことに使われているか

「地目」とは、土地の使われ方を一言で表したものです。登記簿に載っている地目は不動産登記法に基づいて、「田」「畑」「宅地」など23種類に定められています。

いくつか例を挙げると、以下のようになります。

- ① **宅地** —— 建物の敷地です。家に限らず、ビル、車庫、納屋などが建っている土地は宅地となります。
- ② **田** —— 用水を利用して耕作する土地です。米以外にもレンコンなどを作っている土地でも、用水を使っていれば地目は「田」となります。
- ③ **畑** —— 用水を使わず耕作する土地です。
- ④ **山林** —— 竹や木が生育する土地です。
- ⑤ **原野** —— 雑草・灌木(高さの低い木のこ)が生育する土地です。草原や鬱蒼とした叢のイメージです。
- ⑥ **雑種地** —— 建物がない土地で、主に駐車場、資材置場などを指していますが、基本的には他の22種の地目のどれにも当てはまらないものを総称して雑種地と呼んでいます。

◆ 登記簿が必ずしも正しいとは限らない

登記簿に記載する地目は、最初は登記官が判断して決めることになっていますが、長い年月が経過する間に色々と変化していくこともあります。

例えば、畑を整地して建物を建てるとします。すると登記簿は「畑」のままでも、実際は「宅地」に変わります。また、最初は「宅地」として登記されても、放っておくと長い年月の間に建物が朽ち果てて、「宅地」から「雑種地」に変わります。さらに放置すれば、草が生い茂って「原野」へと変わるでしょう。しかし、このような場合であっても、依然として登記簿は「宅地」のままとなります。この場合、登記簿に書いてある地目を「公簿地目(登記地目)」、現在の状況を「現況地目」と呼んで区別しています。この例に限らず、不動産を扱う上では、実際の状態と書類に記載してあることが異なる場合が往々にしてあります。

まずは法務局で書類を確認することも重要ですが、実際に現地を訪れて、自分の目で確認することが重要です。

●地目は23種類ある

宅地



建物の敷地

田



水を使って耕作する土地

畑



用水を使わず耕作する土地

山林



竹や木が生育する土地

原野



雑草が生えている土地

雑種地



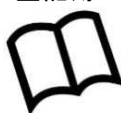
駐車場・資材置場など

その他の地目

学校用地・鉄道用地・塩田・鉱泉地・池沼・牧場・墓地・境内地・運河用地・水道用地・用悪水路・ため池・堤・井溝・保安林・公衆用道路・公園

●公簿地目と現況地目

登記簿



公簿地目(登記地目)に「田」と書いてあっても…



現況地目で家が建っている(宅地)ことがある

所得・消費・贈与税 確定申告はお早目に！

2018年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。

昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。

なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など

2月15日(金)
スタート!

2・3月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月12日(火)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 2月28日(木) 納 期 限 }
3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税)等	
6月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	
内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 3月11日(月)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 3月15日(金) 納 期 限 }
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 4月1日(月) 納 期 限 }
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

今月の名言録

最初から優秀な人材はいない

日本電産を旗揚げしたとき、私に同調してついてきてくれたのは、母校である職業訓練大学校の後輩三名だけでした。ところが、彼らはモータに関しては大した技術も知識もなく、素人同然だったのです。のちに全員わが社の大幹部に成長しますが、当時はお世辞にもプロとして優秀とは言えませんでした。

これはどの企業も同じでしょう。最初から優秀な人材が集まって創業する企業のほうが少数派です。普通の人をどうすれば優秀な人材に育てられるか？これがわが社の人材教育の出発点となりました。

私なりの基準で社員を二つのタイプに分類すると、叱りがいのある社員と叱りがいのない社員ということになります。前者は、叱れば叱るほど伸びてきますが、後者はいくら叱っても進歩が見られません。

- 叱ると言い訳ばかりする人
- 叱られても平気でいられる人
- 他人が叱られていても無関心な人
- 他人を叱ることができない人
- プライベートの部分で口を閉ざす人

といった人をいくら叱っても、教育しても、徒労に終わるだけです。

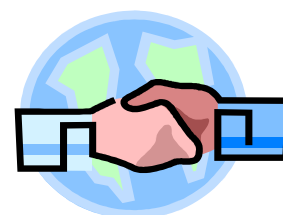


(「情熱・熱意・執念の経営」 永守重信著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいか分からない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review(Vol. 153)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、2019年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

